

外形標準課税法人の税制改正について

1 法人事業税・地方法人特別税の税率の改正

平成 27 年度税制改正において、外形標準課税（付加価値割，資本割）を平成 27 年 4 月 1 日から開始する事業年度から 2 年間で現行の 4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大し，所得割が縮小されました。これに併せて，所得割に対する地方法人特別税の税率も改正されました。

平成 28 年度税制改正において，27 年に改正された 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の税率の見直しが行われ，外形標準課税の割合が 8 分の 5 まで拡大されました。

宮城県においても地方税法の改正を踏まえ，外形標準課税法人に係る税率を下表のとおり改めました。

税目	事業年度開始の日 税率区分		平成 20.10.1～ 平成 26.9.30	平成 26.10.1～ 平成 27.3.31	平成 27.4.1～ 平成 28.3.31	平成 28.4.1～ 平 31.9.30
			法 人 事 業 税	付加価値割		0.504% (0.48%)
資本割		0.21% (0.2%)		0.21% (0.2%)	0.315% (0.3%)	0.525% (0.5%)
所 得 割	所得のうち年 400 万円以下の金額の	1.69% (1.5%)		2.39% (2.2%)	1.755% (1.6%)	0.395% (0.3%)
	所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額の	2.475% (2.2%)		3.475% (3.2%)	2.53% (2.3%)	0.635% (0.5%)
	所得のうち年 800 万円を超える金額 又は 軽減税率不適用法人※の金額の	3.26% (2.9%)	4.66% (4.3%)	3.4% (3.1%)	0.88% (0.7%)	
地方法人特別税（所得割）			148%	67.4%	93.5%	414.2%

※「外形標準課税法人」とは，地方税法第 7 2 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人で，資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人（特定目的会社，投資法人，一般社団・一般財団法人は除く。）をいいます。

※「軽減税率不適用法人」とは，3 以上の都道府県に事務所等のある，資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人をいいます。

※（）内は標準税率です。宮城県では，外形標準課税法人に対して超過税率を適用していますので，標準税率の適用はありませんが，地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

※ 平成 31 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止され，法人事業税へ還元されます。

2 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、要件を満たす場合に、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除します。

- (a)平成 28 年4月1日から平成 29 年3月 31 日までの間に開始する事業年度
 (b)平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日までの間に開始する事業年度
 (c)平成 30 年4月1日から平成 31 年3月 31 日までの間に開始する事業年度

要件 (注1)	①基準法人税額 > ②当該事業年度の課税標準額に平成 28 年 3 月 31 日現在の適用税率を用いて算定した法人事業税額	
控除額 (注2)	付加価値額が 30 億円以下	付加価値額が 30 億円超 40 億円以下
	(a) $(①-②) \times 3/4$	$(①-②) \times \{(40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}) \times 3\} \div 40 \text{ 億円}$
	(b) $(①-②) \times 1/2$	$(①-②) \times (40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}) \div 20 \text{ 億円}$
	(c) $(①-②) \times 1/4$	$(①-②) \times (40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}) \div 40 \text{ 億円}$

(注1) 当該事業年度の事業税額等に 100 円未満の端数がある場合又はその全額が 100 円未満である場合はこれを切り捨てます。

(注2) 控除額に 100 円未満の端数がある場合又はその全額が 100 円未満である場合はこれを切り上げます。

(参考)平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

要件	①基準法人税額 > ②当該事業年度の課税標準額に平成 27 年 3 月 31 日現在の適用税率を用いて算定した法人事業税額	
控除額	付加価値額が 30 億円以下	付加価値額が 30 億円超 40 億円以下
	$(①-②) \times 1/2$	$(①-②) \times (40 \text{ 億円} - \text{付加価値額}) \times 20 \text{ 億円}$

3 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に、国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、①から③の要件を満たす場合、その雇用者給与等支給増加額※1に、雇用安定控除等を反映した額を付加価値割の課税標準から控除することができます。

(1) 適用条件

- ① 雇用給与等支給額が基準年度と比較して次のとおり一定割合以上の増加があること
 - ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度… 3%以上
 - ・平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度… 4%以上
 - ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度… 5%以上
- ② 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

※1 雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額

※2 国内雇用者，雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については，法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例によります。

(2) 控除額の計算

控除額 = 雇用者等支給増加額※ × ((収益配分額－雇用安定控除額) ÷ 収益配分額)

※労働者派遣を行っている場合は，調整後の額

4 資本割の課税標準となる「資本金等の額」の見直し

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から，資本割の課税標準である資本金等の額は次のいずれか大きい金額となります。

- (1) 法人税法上の資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算した額
- (2) 資本金に資本準備金を加えた額

※法人税法上の資本金等の額とは，法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

※法人住民税（県民税・市町村民税）均等割の税率適用区分の基準となる「資本金等の額」も同様に変更となりました。